

序

専修大学法学研究所紀要 48 号『刑事法の諸問題 XI』を公刊するにあたり、玉稿をお寄せいただいた、岡田好史所員、加藤克佳所員、関正晴所員、渡邊一弘所員、柴田守客員所員、平子友紀氏に心より御礼を申し上げる。関所員には今号の編集の労も執っていただき、重ねて御礼を申し上げる。

また、今年度末で定年退職される法学部の小川浩三所員、白藤博行所員には、これまでの法学研究所に対するご貢献・ご尽力に厚く御礼を申し上げる。特に白藤所員は、2009 年度～2012 年度の 4 年にわたり所長として研究所の活動の活性化に尽力された。重ねて御礼を申し上げるとともに、両先生には今後とも本研究所の活動にご支援・ご協力を賜りたい。

激動の 2022 年であった。2 月のロシアによるウクライナ侵攻は、核保有国で国連常任理事国の行為でもあり、世界の人びとを驚かせた。当該侵攻の原因や日本への影響、終息に向けての国際法や国際機関、各国の果たすべき役割、今後の国際社会（もちろん日本も含む）における平和・安全保障のあり方など、法学・政治学においても多くの検討課題を突きつけた。当研究所でもワークショップを開催し、森川幸一所員による「ロシアのウクライナ侵攻と国際法」と、浜田太郎所員による「ウクライナ侵攻に伴うロシアに対する経済制裁」という研究報告が行われ、国際法学の観点からこの課題の一端を検討した（詳細は所報 65 号）。

2022 年は、私たちの日常生活を大きく変容させた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況についても注視し続けなければならなかった。このコロナ感染拡大を抑止するために取られた当初の施策や政府の対応について、その法的根拠の妥当性が改めて検証されなければならないであろう。

当研究所は、2020年に実施した公開講座にて、白藤所員が「“新しい政治様式”のもとでの危うい法治主義・民主主義——新型コロナ感染対策・日本学術会議会員任命拒否にみる官邸権力の暴走」というテーマで報告し、すでにその問題点を指摘している（詳細は所報63号）。さらに本年度のワークショップでは、芦野訓和所員による「ドイツにおける新型コロナ・パンデミックの影響を緩和するための民法施行法の改正」という研究報告が行われ、私法上の対応例について検討した。

我々が検討すべき課題は、ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルスがもたらす国際秩序の変容やグローバル化の影響といった問題にとどまらない。本号が扱う刑事法の分野でも、最近は侮辱罪の厳罰化が世間の耳目を集めるなど、刑事法学が解明すべき課題は多く存在するはずである。本号収載の諸論考が、刑事法学における理論的・現実的課題の解明に資するものであると確信する。

本学に限らず多くの大学教員は近年、教育や学内外の仕事に一層の労力を費やしている。研究が研究者たる大学教員の本分であることからすれば、研究のための時間と環境の確保は今や死活問題である。「本学における法学及び政治学に関する研究並びに研究者相互の協力を促進することを目的」（専修大学法学研究所規程第2条）とする法学研究所は、合宿研究会やワークショップ等の開催、紀要および所報の公刊を行うことで、所員の研究の促進に寄与してきた。ワークショップにおける研究報告と充実した質疑応答を聞き、紀要に収載される諸論考を読む（書く）ことができるのは、研究の場がここに存在することの証ではないだろうか。

2022年12月20日

専修大学法学研究所所長 榎 透